

地域の課題解決や住民同士の助け合いに向けて！

「自治体における協議会型住民自治組織の現状」調査報告書 ができました

現在、地域社会における住民同士のつながりの希薄化と、それに伴う災害時などへの対応に対する危機感、そして「地方創生」に向けていかに地域課題を解決していくのか、といった問題意識が高まっています。そこで、身近なレベルでの市民参加を通して、地域課題を解決する組織として「協議会型住民自治組織」(裏面参照)の制度が全国の自治体に広がっています。

この度、当財団では、県内における、制度の取組み状況について調査し、その結果をまとめましたのでご案内します。

● 「自治体における協議会型住民自治組織の現状」調査報告書

【調査対象】 県内全 33 市町村コミュニティ政策担当部署(回答自治体数 29)

【調査時点】 2014 年 4 月 1 日

【内 容】 調査結果、分析と考察

※報告書 p.6～8 に調査概要及び調査集計結果を掲載しています。

【集計結果の概要】

調査の結果、以下のようなことがわかりました。

- ①協議会型住民自治組織があると回答しているのは 14 自治体である。そのうち、10 市(裏面参照)において、市域を小分けにした地域を設置単位として多様な地域の主体が集う制度となっている。
- ②その設立目的としては、「参加(自治体行政への地域の声の反映)」が挙げられており、「協働(公共サービスの執行)」に対する期待も大きいこと。
- ③一方で、権限や活動資金について、事業性の高い活動を可能とするような環境整備がなされておらず、「協働」を進めるためには更なる取り組みが求められること。

※県内自治体における制度の詳細については p.26 の一覧を参照ください。

(問合せ)

公益財団法人かながわ国際交流財団

学術文化交流グループ (担当 清水)

TEL: 046-855-1821 FAX: 046-858-1210

Email: shimizu@kifjp.org

(参考)

<調査における用語の定義>

「協議会型住民自治組織」

地縁型住民自治組織、ボランティア団体、NPO、学校、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題の解決のための組織

「地縁型住民自治組織」

自治会・町内会などの比較的狭い区域で住民に最も近い立場で住民相互の親睦や地域課題に取り組むために組織された任意の団体及びその連合会等

<市域を小分けにした地域を設置単位としている 10 市>

自治体名	名称	設置単位	設立時期
横浜市	泉区地域協議会 地区経営委員会	行政区域及び地区連合町内会程度	2009
川崎市	〇〇区区民会議	行政区(7区)	2006
相模原市	地区まちづくり会議	自治体のまちづくり区域	2010
横須賀市	地域運営協議会	支所の所管エリア	2011
平塚市	地域自治推進事業	小学校区程度	2010
鎌倉市	地域会議	行政区単位	2012
藤沢市	郷土づくり推進会議	自治会・町内会単位(13地区)	1997
小田原市	地域コミュニティ組織	小学校区程度	2009
茅ヶ崎市	(仮称)まちちから協議会	地区自治会連合会の区域	2013
逗子市	住民自治協議会	小学校区程度	2014

<協議会型住民自治組織をめぐる動向>

このような組織は、「都市内分権」「小規模多機能自治」「住民自治協議会」などさまざまな呼び方をされていますが、昨年2月には「小規模多機能自治推進ネットワーク会議」という全国組織も設立されました。会員数は213（そのうち自治体は192）となっており、県内の自治体では、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市が会員となっています（2016年4月18日現在）。